

令和 4 年氷川町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日時：令和 4 年 6 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分開会

2. 開催場所：氷川町役場 1 階 災害対策室

3. 出席委員：12 名

1 番 金川 次男	2 番 園田 昇	3 番 橋本 淳一
5 番 入江 清満	6 番 木村 和浩	8 番 中村 貢
9 番 濱田 正澄	10 番 宮崎 武士	11 番 永田 裕二
12 番 稲田 一	13 番 井副 陽子	14 番 本田 智恵子

4. 出席農地利用最適化推進委員：12 名

1 番 稲田 誠	2 番 吉村 正光	3 番 岩村 大祐
4 番 緒方 眞二	5 番 宇田 義生	6 番 松本 荘一
7 番 藤田 譲治	8 番 野尻 一也	9 番 本山 満
10 番 木村 高雄	11 番 吉田 稔	13 番 橋本 隆也

5. 議事日程

日程 1. 開会

日程 2. 会長挨拶

日程 3. 議事録署名委員の指名について

日程 4. 報告事項

- (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約の合意解約について
- (2) 農地使用賃貸借契約の合意解約について
- (3) 農地の許可不要転用届について

日程 5. 議案審議

議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 21 号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第 22 号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程 6. その他

日程 7. 閉会

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 前崎 誠

事務局長補佐 坂梨 俊弘

参事 前橋 裕一

会計年度任用職員 川田 純也

主事 上田 菜月

8. 会議の概要

前崎事務局長

本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和4年氷川町農業委員会第5回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長が欠席のため、氷川町農業委員会総会会議規則の第15条により、委員は互選した者がその職務を代理することとなっておりますので、永田副会長にお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事進行は永田副会長にお願いいたします。

永田副会長

——＜挨拶＞——

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、9番、濱田委員、10番、宮崎委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。報告事項は3件ございます。まずはじめに、報告事項（1）、（2）について事務局より説明願います。

川田職員

——＜報告事項（1）、（2）について説明＞——

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（質問なし）

永田議長

何もないようですので、報告事項（1）、（2）についてはこれで終わります。つづきまして、報告事項（3）について事務局より説明願います。

前橋参事

——＜報告事項（3）について説明＞——

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（質問なし）

永田議長

何もないようですので報告事項についてはこれで終わります。

次に、議案審議についてです。

まず、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件が1件です。案件（1）について事務局より説明願います。

前橋参事

——＜議案第20号、案件（1）について説明＞——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を木村推進委員よりお願いします。

木村推進委員 去る、6月7日午前10時より申請者及び代理人立ち合いのもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画など確認しましたが、許可要件は満たしていると思われますので審議のほうよろしくお願いします。以上で報告を終わります。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

宮崎委員 斎場建設にあたり反対意見が出ているとの話を聞いたが、そのような話は聞いていますか。

前崎事務局長 氷川町まちづくり条例等の説明が地元地区に行われております。その時には反対意見はなかったと聞いております。
また反対署名の提出などはあっておりません。

永田議長 木村推進委員はそのような話は聞いていますか。

木村推進委員 そのような話は聞いておりません。

本田委員 参考までに発言をします。
宮原地区にある秋山斎場建設に係る転用案件のときは、多くの反対意見がありました。その時は反対署名が提出されましたので、総会での採決を2.3カ月保留しました。地域の心情も考えながら保留を行いましたが、農地法的には許可できる案件でしたので最終的には許可をしました。

永田議長 本田委員の話のように反対署名などの提出があれば、重に審議を進めるために保留することができた案件かと思いますが、今回の案件は地域で反対意見はでていますが、反対署名など正式に提出はされていない状態です。

前橋参事 申請書の添付書類として排水同意書を近隣の方からいただいておりますが、その同意書では今地区の区長から印鑑をいただいております。

前崎事務局長 反対署名など提出されていれば慎重に審議する案件だと思います。

永田議長 今回の案件について、許可するかは委員の皆さまに決めていただくことになります。
ほかに何かありませんか。

濱田委員 転用許可の面積の限度は何㎡ですか。

前橋参事 今回の案件は個人用住宅ではなく事業用の転用になります。そのような場合は、事業計画で必要な面積が確認できれば転用ができ限度はありません。

永田議長 ほかに何かありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 20 号、案件 (1) について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成多数)

永田議長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第 21 号、氷川町農用地利用集積計画 (所有権移転) を上程します。議事参与の制限に該当しますので、吉村推進委員は退席を願います。

(吉村推進委員退席)

永田議長 それでは事務局より説明願います。

上田主事 ——<議案第 21 号について説明>——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。ここで委員の退席を解きます。

(吉村推進委員着席)

永田議長 つづきまして、議案第 22 号、氷川町農用地利用集積計画 (利用権設定) を上程します。事務局より説明願います。

上田主事 ——<議案第 22 号について説明>——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

(異議なし)

入江議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。つぎに、その他の連絡事項等についてです。事務局より説明願います。

前崎事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 最後に委員の皆さまから何かありませんでしょうか。ないようでしたら、事務局長が閉会を行います。

前崎事務局長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもって総会を閉会します。

(午後 2 時 20 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ ⑩

委員 _____ ⑩

委員 _____ ⑩